

## 奈良県立大学授業料未納者に係る除籍等の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学学則（以下「学則」という。）第31条第1号に規定する授業料の未納による除籍等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料の未納による除籍の取扱い)

第2条 学則第31条第1号の規定による除籍は、奈良県立大学に在学する者が、「公立大学法人奈良県立大学料金規程」第3条に規定する授業料の納付の指定期日（分納誓約書を提出した場合にあっては分納誓約書に記載された納付計画による納付期限、授業料延納願を提出した場合にあっては延納期限）に納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない場合に行う。

2 前項の除籍の日は、学長が除籍の決定をした日とする。

(除籍手続き等)

第3条 授業料を納付しない者（以下「未納者」という。）に対する督促及び前条の規定による除籍に関する手続きは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学長は、前条第一項に規定する指定期日までに納付しない者があるときは、その指定期日後20日以内に未納者に対して督促状（第1号様式）を送付して、督促をしなければならない。

督促状には新たな納期限を指定（以下「指定納期限」という。）するものとし、督促状を発する日から20日以内において定める。

上記の督促状を送付したときは、保証人に対して未納者への納付指示の依頼（第2号様式）を行う。

(2) 学長は、前号の規定による督促をした場合、指定納期限を経過しても納付がないときは、除籍の前段階として未納者及び保証人に対して除籍予告（第3号様式①、第3号様式②）を通知する。除籍予告には新たに指定納期限を設け、期限内に納付があった場合には、除籍予告は無効とする。

(3) 学長は、前号の通知による指定納期限内になお納付しない未納者に対しては、当該未納者を除籍とする。

(4) 学長は、除籍を決定したときは、除籍の通知を当該未納者に送付するとともに、当該通知の写しを保証人に送付する。

(卒業予定者の授業料未納の取扱い)

第4条 卒業に必要な単位を修得した者（以下「卒業予定者」という。）であっても、卒業予定年度の卒業判定会議までに授業料を完納しない者は、卒業を認めない。

2 前項の卒業予定者が卒業予定年度の3月31日までに授業料を完納した場合は、当該年度の3月31日付けで卒業を認める。

3 卒業予定者が卒業予定年度の3月31日を過ぎても授業料を完納しない場合において、当該未納者が卒業予定年度の翌年度の9月30日までに授業料を完納したときは、9月30日付けで卒業を認め、9月30日を過ぎても授業料を完納しないときは同年度の9月30日付けで除籍とする。

なお、卒業予定年度の3月31日までに授業料を完納できない者は、9月30日までの休学を申請することができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行する。

第1号様式

奈良県大第 号  
年 月 日

様

奈良県立大学学長

授業料の納付について（督促）

あなたは、下記の授業料について、その納付期限が過ぎているにもかかわらず未だ納付されていません。

下記期限までに授業料の納付がない場合は、修学意思がないものとして、奈良県立大学学則に従い、除籍を行う場合がありますので、念のため申し添えます。

なお、本状と行き違いに納付されている場合は、ご了承願います。

記

1. 学生氏名

2. 学籍番号

3. 未納額 円（但し、 年度第 期授業料）

4. 納期限 年 月 日

連絡先

〒630-8258

奈良市船橋町10番地

奈良県立大学

総務課総務係

TEL : 0742-22-4978

FAX : 0742-22-4991

(担当 )

第2号様式

奈良県大第 号  
年 月 日

保証人様

奈良県立大学学長

授業料の納付について

あなたが保証人となっておられる下記学生の授業料については、納付期限を過ぎましたが、未だ納付されておられません。

学生に対しては、本状と同時に督促を行っておりますので、保証人様からも早急に授業料の納付についてご指示願いたく存じます。

授業料が納付されない場合は、奈良県立大学学則に従い、同学生を除籍とする場合がありますので予めご承知おき願います。

本状と行き違いに納付されておられる場合は、ご了承願います。

記

氏 名

学 籍 番 号

未 納 額 円（但し、 年度第 期授業料）

連絡先

〒630-8258

奈良市船橋町10番地

奈良県立大学

総務課総務係

TEL : 0742-22-4978

FAX : 0742-22-4991

(担当 )

奈良大第 号  
年 月 日

様

奈良県立大学学長

除籍予告について

年度第 期授業料（ 円）について、 年 月 日付けで督促しましたが、 年 月 日現在、収納が確認されておられません。

年 月 日（ ）迄に授業料が納付されない場合は、「奈良県立大学学則」第31条第1号の規定により除籍の措置をとることとなります。

除籍となっても、在籍期間中の授業料は減額されません。

なお、本状到達までに納付された場合は、その旨連絡してください。

連絡先

〒630-8258

奈良市船橋町10番地

奈良県立大学

総務課総務係

TEL : 0742-22-4978

FAX : 0742-22-4991

(担当 )

奈良県大第 号  
年 月 日

保証人

様

奈良県立大学学長

除籍予告について

あなたが保証人となっている下記の学生の 年度第 期授業料 ( 円) については、学生に対して 年 月 日付けで督促いたしましたが、 年 月 日現在、収納が確認できておりません。

つきましては、保証人様からも早急に授業料を納付するよう、学生にご指示をお願いします。

なお保証人様は授業料について本人と連帯してその弁済の責めを負いますので、本人からの納付がなされない場合は本人に代わって納付していただくこととなります。

学生本人もしくは保証人様より 年 月 日 ( ) 迄に授業料が納付されない場合は、奈良県立大学学則第31条第1号の規定により除籍の措置をとることとなりますので、予めご承知おき願います。

除籍になりましても、在籍期間中の授業料は減額されません。

記

氏 名

学籍番号

未納額 円 (但し、 年度第 期授業料)

連絡先

〒630-8258

奈良市船橋町10番地

奈良県立大学

総務課総務係

TEL : 0742-22-4978

FAX : 0742-22-4991

(担当 )